

千葉県において、台風15号により被災された地域のお客様に対する電話料金等の取り扱いについて（災害救助法）

このたびの台風15号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

N T T 東 日 本 は、この度の台風に伴い、災害救助法が適用された地域のお客様を対象に、電話料金等の取扱いを以下のとおり実施します。

なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の取扱いを拡大します。

1. 電話・フレッツ光等の電気通信サービスの基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客様が、避難される等で実態的に当社サービスをご利用できなかった場合にはお客様からのお申し出に基づき、その期間^{※1}の基本料金等^{※2}を無料とします。

詳細は本文末尾に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*：上記以外のお客様で、当社の設備故障が原因で当社のサービスをご利用できなかった場合、電話・フレッツ光等をご利用できなかった期間^{※1}の基本料金等を無料とします。

※1：ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。

（例：30時間の場合、1日分とします）

なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

※2：回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

2. 移転工事費の取扱い

被災による避難で仮住居への当社サービスの移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客様からのお申し出に基づき、無料とします。※他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

*：口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなるため対象外とさせていただきます。

4. 対象地域（2019年9月13日現在）

災害救助法が適用された地域

5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

N T T 東 日 本 料 金 問 合 せ 受 付 セ ン タ 0 1 2 0 - 0 0 2 - 9 9 2

<受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除きます）>